

平成27年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年6月16日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月18日 午前10時00分		
	延 会	6月18日 午後3時25分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	與 那 勝 治
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成27年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成27年6月18日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	発委第2号	今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について	質疑・討論 採決
3	議案第38号	今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	質疑・討論 採決
4	議案第39号	工事請負契約について	質疑・討論 採決
5	議案第40号	平成27年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	質疑・討論 採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。

7番玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議席番号7番玉城みちよ、一般質問をさせていただきます。質問に入ります前に一言。

昨年12月と今年3月に一般質問をいたしました件、職員が安心して業務に取り組める県外研修の導入や女性管理職の誕生など、課題解決に向け早期に取り組み、実現の努力に村執行部の皆さんに敬意を表したいと思います。

本村において、現在唯一の女性議員として、そして新年度より村執行部女性管理職の仲村美奈子課長を交え、村政の課題解決を女性の視点からともにかかわっていけることを、大変心強く感じ、女性の声をしっかりとひろい、政策をゆがめることなく反映させていきたいと思います。

それでは6月定例議会にあたり、先に通告いたしました2点について、質問いたします。

1. 子宮頸がんワクチン公費接種について。

3月定例会において、同僚議員からの予算質疑でも取り上げられましたが、昨今の新聞報道でもご承知のように、全国各地の接種後に持続的な痛みやしびれなどが報告されている子宮頸がんワクチンについて。今、10代から20代の若い世代に、さまざまな副反応があらわれている状況を耳にします。中にはワクチン接種から1年以上も経過後に重篤となるケースも現れているとの報告もあり、現在ほとんどの市町村において、積極的な接種勧奨を控えている状況にあるなど、社会的に深刻な問題となっております。本村でも発症を効果的に予防しようと、平成23年から中学生、高校生の10代の女子生徒に公費でワクチン接種が行われていることから、次の点について質問いたします。

質問要旨 ①子宮頸がんワクチン接種の公費負担導入について、お伺いします。

②本村におけるこれまでのワクチン接種者数について、お伺いします。

③ワクチンの効果と安全性について、お伺いします。

2点目に、幼少中学校の男女混合名簿の導入状況について。

沖縄県における男女混合名簿の導入率は全国と比較すると、各段に低い状況です。性別によらない名簿がどうしても必要なのかについては、人によって捉え方はまちまちではありますが、常に男子が先に来る名簿は、隠れたカリキュラムとして、子どもたちに与える影響はかなり大きいと考えられます。それは現代社会がまだまだ男性優位社会であることから推察され、特に沖縄県においては、昔ながらのトートーメー継承にかかる男子の優位性に起因し、男尊女卑の精神がまだまだ根強く残っているあかしでもあると言われています。表舞台が男性で、裏で支えるのは女性という感覚を知らず、知らずに刷り込んでいる可能性も否定できません。国においては、平成17年12月に男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実を重点目標のひとつに挙げる男女共同参画基本計画第二次が閣議決定されました。

人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を促進するため、男女平等の理念に基づく教育が、学校、家庭、地域など、あらゆる分野において行われることの重要性を指摘しております。沖縄県においては、今年3月生命の尊重や男女の相互理解、協力などの人権教育を推進するため、男女混合名簿の導入を各市町村に推奨されています。

もちろん名簿をかえるだけで平等になるわけではありません。性差別をなくすためには、子どものころから受ける授業や、行事など、あらゆる場面で人権、男女平等の視点を持つことが必要なのです。これからの時代を担っていく子どもたちの教育環境から、少しでも男女差別につながる懸念がある課題を取り除くことが、私たち大人としての責任であると痛感しております。そのためにもまず初めに、学校教育に人権のスタートラインである男女混合名簿の採用を必要と考えています。

そこで質問要旨①本村における男女混合名簿の導入の今後の取り組みについて、お伺いします。

以上、2次質問は自席から行います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 玉城みちよ議員のご質問にお答えいたします。

1点目の①子宮頸がんワクチン接種の公費負担導入についてのご質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンの接種は、平成22年10月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会からの意見書を受け、予防接種法上の定期接種に位置付ける方向性が出ました。国が早期に定期接種化を目指すため、スタートした「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を受けて、本村でも平成23年度、24年度においてワクチン接種を勧奨いたしました。その際、任意接種ではありましたが、接種費の全額を公費負担して促進を図っております。

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年度から定期接種となっております。

次に②本村におけるこれまでのワクチン接種者数についてのご質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種は、原則として中学1年生から高校1年生の女性を対象に実施されており、平成23年度には206名の対象者に対し162名、平成24年度は130名の対象者に対し30名、平成25年度は100名の対象者に対し8名、計200名が接種しております。

平成26年度と27年度においては現在、接種者はおりません。

③ワクチンの効果と安全性についてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省では、子宮頸がんは数年から数十年にわたって、持続的にヒトパピローマウイルス（HPV）に感染した末に発症するとされています。

日本では子宮頸がんワクチンは、2種類使用されています。いずれも国の薬事承認審査により、持続的なHPVの感染やがんになる過程の異常（異形成）を予防する高い効果が確認されており、これらに引き続いて発症する子宮頸がんの予防に効果が期待されております。

ワクチンの安全性については、世界保健機構が接種を推奨していること、30カ国以上で公的費用接種を行っていること、世界120カ国以上で使用されているワクチンであること、これまで接種を中止した国はないという事実から安全性は高いとされています。

副反応の発生状況については、国も定期的に専門家が分析・評価する中で、まれに重い副反応の報告は

あるが定期接種の実施を中止するほどリスクが高いという評価は現在、出されておられません。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 質問事項 2 幼小中学校の男女混合名簿の導入状況について、お答えいたします。

現在、今帰仁村の兼次幼稚園、各小学校、中学校における名簿は、男子、女子の順に編成されている名簿を使用している状況にあります。

また、今帰仁幼稚園・天底幼稚園では、字ごとに男子、女子で編成されております。

平成27年3月16日付け沖縄県教育委員会より男女の相互理解や協力、人権教育を推進するため男女混合名簿導入が推奨されています。今帰仁村においては平成28年度導入に向けて各学校と調整し、検討を始めてまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 先ほどの村長の答弁にて、公費負担導入や接種人数については、理解いたしました。任意接種と定期接種の違いは何でしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 7番玉城議員のご質問について、説明いたします。

たびたび新聞等で、今ご質問のある子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害におけるその関連記事が耳にされると思いますが、その中でただいまのご質問のように定期接種、それから任意接種について、目にすることが多いと思います。大変まぎらわしい表現になるかと思いますが、これにつきましては、まず定期接種とは、予防接種法に基づいて市町村が実施する予防接種のことを言います。接種費用については、村が全額負担とするということになります。予定対象者は予防接種を受けるように努めなければならないということになります。

そして任意接種ですが、予防接種法には基づかない接種でございます。市町村が推奨はしませんので、接種費用については全額自己負担ということになります。ただ子宮頸がんワクチンにつきましては、子宮頸がんでなくなる方が非常に多いことを受け、国は早急にその予防接種を進めていきたい考えがありますけれども、費用が3回の接種で約4万円から5万円という高額なために、接種の勧奨になかなか進まない状態がございましたので、先ほど村長からの答弁でもありました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を立ち上げて、市町村が2分の1、国が2分の1という負担をして勧奨を進めた経緯がございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 任意と定期については理解しました。

ではワクチンを接種された本人やご家族から体調不良の相談事例やワクチン接種後の健康不良者の把握のための健康調査の実施予定はないか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

報道等でもご承知のように子宮頸がんワクチンの接種後に、健康被害が出ていることはまことに残念で

あります。

本村でも1件の報告を受けております。子宮頸がん予防ワクチンを接種された方が副反応で苦しんでおられることを思いますと、非常に残念で1日も早い回復を願っております。ワクチン接種を受けた方で現に体調不良がありながらも、ワクチンとの関係性に気づいていない方もいると予想されますことから、健康調査については子宮頸がんワクチン予防接種済の200名の皆さんを対象にした、接種後の体調の変化について、アンケートを実施して、状況把握に努めております。

6月12日現在において、全対象者に送付をしております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 村長の答弁で相談が1件と健康調査は既に200名にアンケートは送付済みということですね。はい。

では、先ほどの副反応と副作用の違いの説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまのご質問について、説明いたします。

副作用と副反応ですけれども、若干同じような意味ではございます。ただ区別をしているところがあります。副作用は薬剤が原因の場合に使います。この薬剤、薬を飲んだ際とかに、目的ではない症状が出る。望んではいない作用が起きるといふ、健康を害する場合に副作用という言葉を使います。副反応につきましては、ワクチンの予防接種が原因の場合、望んでいない生体反応のことを言いますが、子宮頸がんワクチンの予防接種で起きた健康被害については、この副反応を使うほうが、より理にかなっているかと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で副反応と副作用については理解いたしました。

では子宮頸がんワクチン接種の副反応について、法に基づく補償制度やその手続方法について、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、子宮頸がんワクチン、予防接種の副反応に対する法に基づく国の救済制度は不十分であります。平成25年3月までに接種を受けた方は、任意接種として取り扱われますので、救済制度としての独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び全国町村会予防接種事故賠償保険制度に基づく救済を受けることになります。

平成25年4月1日以降に、定期の予防接種を受けた方は、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁にて、補償制度は理解いたしました。

この子宮頸がんワクチン接種後の副反応の発症や病状の診断が難しく、原因が明らかとならない持続的な頭やお腹の痛み、しびれなど日常生活に支障を来し、運動障害、記憶障害など、そして副反応が1年か

ら2年後に出る可能性もあると言われていました。

厚生労働省が積極的な勧奨はしないと示したわけですから、本村でももちろん勧奨しないのは当たり前です。しかし子宮頸がんワクチンの副反応については、村民へ周知していただきたい。村民の中には、現在の体調不良がワクチン副反応だということを全く知らずに、原因不明で困惑されていらっしゃる方もいないとは限らないと思います。

2年間にわたり苦しまれてきた、周りに理解が得られない状況の中でワクチン被害者、保護者の気持ちを考えると胸が痛みます。万一、村当局皆さんの子どもが副反応被害者だとしたらどう考えますか。既に接種された全保護者の皆さんは、今後の娘の人生やこれから迎えるであろう結婚、妊娠、出産について、これから本当に大丈夫なのかと。大変深刻な問題の悩みとなっていきます。ワクチンの接種と病状の因果関係について、国による検証が行われる一方で、病状を訴える患者やその家族にとっては、今かかる医療費用が大変大きな負担となっています。先日の新聞報道にて、県内自治体として初めて宮古島市が独自の助成を発表されました。宮古島市を例に副反応を持つ児童世帯、児童生徒世帯への村独自の公費支援についての考えはないか。もし検討されているのであれば、いつごろでしょうか。村長にお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

補償制度を利用する際は、ワクチン接種による健康被害であったかが判断基準であり、接種が原因である副反応と認められることが救済給付につながります。

子宮頸がんワクチンによる健康被害の状況は、被害認定が難しい面もあると聞いております。医療費など、患者を緊急的に支援する体制を整えることは必要だと、このように考えております。

現在、村内でも副反応に苦しむ方がいらっしゃいますので、村といたしましても、今後どのように支援策がとれるか。宮古島市の支援制度や先進事例を参考に前向きに家族の負担軽減につながるよう努力をしたいと思いますが、もうひとつ、これは県にも家族の皆さんが要請しているわけでありますが、これ市町村単位でこれを支援するのは、非常に限界がありますので、町村会はじめ県に要請するように働きかけて、県と市町村が一带となって支援できるように取り組んでいきたいと。このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 今の村長の答弁で支援はする。支援策の内容についてはこれから検討を重ねて医療費であったり、渡航費であったり、宿泊費であったり、そういうものを検討するという捉え方でよろしいでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 具体的な支援策については、今後検討しますが、この新聞の中にも、この相当病院が本土とか、また何回も行くという中で、相当金額がかかっている方もいらっしゃるわけです。そういう意味では、これは市町村段階では本当に十分な支援ができないんじゃないかと私は思っています。ですから、町村会の中で取り上げて、県にも要請をして県と市町村が一带となって支援することが、患者の皆さんが安心して、この治療に取り組めるのかなとっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 前向きに検討という答弁をいただきましたので、今後接種された方々の健康被害調査をもとに、本村でワクチン副反応の周知を図るとともに、新たに相談窓口を設置し、各機関の国、県、学校、接種実施医療機関などと連携をしていただきたいと思います。体調不良を考えると、接種者や保護者からすれば、窓口が役場内に設置されたからといって、足を運ぶとは限りません。電話相談を受けるなど、訪問ケアや学校養護の先生らと連携をとり、フットワークの軽い行政体制を目指していただきたいと思います。

村にて、新たな相談窓口を設置する。または広報にて村民に周知を図っていくお考えがあるのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまのご質問について、説明いたします。

ただいま村長の答弁にもありましたように、アンケートの実施をしております。このアンケートの回収については100%の回収を目指して職員一丸となって取り組む、今確認をしております。そのアンケートに基づいて何らかの健康被害が出たお子さんについても可能な限り、今玉城議員がおっしゃいましたように、窓口の明確化、そして職員全身体制でいけるように整えてまいります。

また、訪問ケアや電話での相談もきめ細かな相談、支援ができますように、私たちも心得て今後の対応に努めたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん これ接種者へのアンケートのみではなくて、周知ではなくて、学校、医療関係にも連絡をしていただきたいと思います。周知をしていただきたいと思います。と言いますのは、これ症状が保護者の皆さん、お会いしますと、ちょっと登校拒否というふうに学校でも捉えられがち、腹痛がある。頭痛がある。また次の日は目がかすむとか。そういうワクチンの副反応についての認知が大変まだ薄く、そういうふうに捉えられて、保護者の皆さんが苦しんでおられるということも聞いております。これぜひ周知のほうを、広報なり使ってお願いいたします。

では、次に2点目の質問に移らせていただきます。幼小中学校の男女混合名簿の導入状況について。先ほどの教育長の答弁で、平成28年度からの導入という前向きな答弁をいただきました。学校で使用する男女別名簿は、これまでも同様でもいいのではないかという声も、実際は聞かれますが、男と女どちらが先ということは、一見些細なことに思えても、日常の中で毎日、毎日、繰り返し男子が先、女子が後から呼ばれ続けると、男子優位の考え方や、女と男は生まれながらに違うというメッセージを緩やかに、長い期間においてすり込んでいくこととなります。差別するつもりはなくても、女は男を立てて、後ろからついていくものといった、意識や行動パターンがつけられ、固定化することが性差別にもつながりやすいと言われています。関連しますが、本村の教育施策では、今年度よりこれまでの北山構想学園の取り組みに新たに保育所を加えた「保幼小中高」が連携した、北山プロジェクトが進んでいます。北山高校においては、数年前からこの男女混合名簿の導入は取り入れているということで回答をいただきました。学校のほうから。つきましては保育所においても同様に男女混合名簿の導入についてのお考えがあるのか、お答えできるのであれば答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの7番議員の質問にお答えいたします。

保育所で男女混合名簿が導入されているかというお話なんです、現在、保育所におきましては、男女混合名簿を採用しております。

順におきましては、月齢順に男女混合という形になっております。私ども確認したところによりますと、昭和50年半ばごろから採用がされているのではないかとこのところでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 最後に本村において、具体的な導入の考えを示していただき、敬意を表します。

日本における男女別の名簿の採用は、国連からも世界に例がなく、早急に改善すべきと指摘されており、また沖縄県は全国的に見てもさらに遅れている状況にあります。先ほども申し上げたとおり、子どもたちの日常の中で繰り返し、繰り返し行われる行動は、隠れたカリキュラムとして、目に見えないメッセージを緩やかにすり込まれていきます。ぜひとも関係機関との話し合いの場を設け、推奨いただきますよう申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時40分)

次に、上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 平成27年度第2回今帰仁村議会定例会におきまして、先に通告してありました3点について、質問いたします。

1. 耕作放棄地の現状と今後の取り組みについて。

現在の耕作放棄地と放置されたビニールハウス施設の現状と、今後の利活用についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

2. 幼稚園での午後の預かりについて。

子ども・子育て支援制度がスタートして2カ月ほどが経過しましたが、課題等も出てきているのではないかと思います。現状はどのような状況かお伺いいたします。

3. ふるさと納税について。

ふるさと納税のクレジット決済の申請も済みましたが、今後の具体的なスケジュールリングについて、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 上原祐希議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目に、耕作放棄地の現状と今後の取り組みについて。

平成26年度農業委員会調査において、平成25年度末で再生が可能な荒廃農地については、60.6haのうち12.5haが農地として再生されましたが、48.1haは、再生が可能な荒廃農地として残っております。

また、再生が困難と見込まれる荒廃農地が64.4haあります。したがって、現在の耕作放棄地は、再生可能な荒廃農地48.1haと再生が困難と見込まれる荒廃農地64.4haを合わせた112.5haとなっております。

ます。

②放置ビニールハウスの現状について。

平成27年6月1日～4日の現地確認による調査において、村全体で77棟おおよそ1万6,900㎡が放置状態となっております。そのうち、経営構造改善事業、北部振興事業等補助事業を活用して導入したハウスについては、17棟6,174㎡が放置状態となっております。

③今後の利活用について。

昨年度発足しました農地中間管理機構の事業において、農地の出し手（農地を貸す側）の掘り起こしが求められております。昨年の実績でいきますと、県内で農地中間管理事業を活用しての農地の出し手は、19名17.2haで、実際に借り受けられたのが6名11.1haとなっております。

本村においては、農地の受け手（農地を借り受ける側）の応募は数件（法人を含め、村外から）ありましたが農地の出し手については応募がなく、いまだ相対での貸し借りが多いのが現状です。各種会合等で農地中間管理事業を活用しての耕作放棄地等の貸付について説明を行なってきましたが、今後さらに広報等を行い、新規就農者や地域の中心となる経営体への農地集積及び規模拡大を希望する農家への貸付について、推進していく考えであります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 続きまして、幼稚園での午後の預かりについてのご質問にお答えします。

4月から村内3幼稚園において、午後の預かり保育を実施してきました。平日の月曜日から金曜日は各園で午後6時30分までの保育、土曜日は今帰仁幼稚園にて午前8時から午後5時30分まで、保育を実施しています。

園児たちは、幼稚園にもなれ、元気に過ごしております。土曜日の今帰仁幼稚園での合同保育については、平日と違う園児の合同になるため、まだなれない園児もいますが、徐々に落ち着いてきています。

幼稚園保育の課題としては、預かり保育士のサポートを、幼稚園教諭が本来の業務を兼ねながら行っているため、預かり保育士、幼稚園教諭ともに、多人数の保育になるため、園児の様子や安全面等に配慮しなければならないため、休憩時間を取れていない状況もあります。

午前の幼稚園教育課程と午後の預かり保育へのつながりをスムーズにつなげるよう、現場の幼稚園教諭や預かり保育員の業務改善を図りたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 次に、ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、ふるさと納税のクレジット決済の申請が完了し、7月に特産品の選定委員会の立ち上げ、8月にパンフレットの作成、9月頃にクレジット決済の受付を開始する予定であります。

なお、当該業務に関しては、村商工会への業務委託を検討しております

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 ただいま答弁をいただきましたが、再質問させていただきます。

まず1つ目の耕作放棄地の現状についてですが、過去に先輩議員方がこういう耕作放棄地について、一般質問をされておりますが、その際に、平成24年第2回定例会において、同じ質問がされておりますが、

その際に、耕作放棄地がそのころは全体で47ha、坪になおしますと、14万1,000坪ほどありましたと。今現在が112.5haといいますと、34万坪になりますね。ということになっておりますが、ほぼ単純に3倍近く、耕作放棄地がふえているという数字が出ておりますが、その辺の今までの取り組みについて、村としてどのように行っていたか、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 2番上原祐希議員の質問について、説明いたします。

まず平成24年の資料の根拠までちょっと確認できなくて、大変申しわけないんですけども、今回の調査の報告につきましては、8月1日、全国農業委員の方々による耕作放棄地についての調査がございます。これにつきましては、再生が可能な荒廃農地、それから再生が困難と見込まれる荒廃農地の分類の定義がございまして、まず再生が可能な荒廃農地につきましては、農家がお持ちであるトラクターで軽易な作業で、農地に回復できる農地として捉えてのものでございます。

あと、再生が困難と見込まれる荒廃農地につきましては、ギンネム等が生えていて、大型の重機等を活用しなければ農地として再生できないという農地という分類でやっています。

毎年8月1日に調査をしまして、今は村長から答弁ございました数字につきましては、昨年平成26年8月1日調査による実績でございます。その平成26年度末の今年の調査はまだ今年の8月ですので、いま持ち合わせている資料では112.5haが耕作放棄地として現状残っているという状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 ただいまの答弁で、再質問したいと思います。

今、今帰仁村ですね。耕作放棄地対策協議会というものを平成22年からですか、されておりますが、その方たちが主にこの耕作放棄地については活動されております。その方たちの現在、取り組みの内容といえますか。どういう形でその耕作放棄地の対策として取り組んでおられるのか。お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 耕作放棄地再生利用協議会につきましては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施、国の要綱に基づきまして、国の機関につきましては、平成21年から平成30年まで耕作放棄地再生利用緊急対策事業を実施することになっております。

今帰仁村におきましては、耕作放棄地対策協議会のメンバーとしましては、経済課長とそれから農業委員会の会長、農業委員、園芸農業活性化協議会のアドバイザー、崎山区の区長、今帰仁村農業委員、JAおきなわ今帰仁支店の経済課長、今帰仁村農業委員会の副主幹、今帰仁村経済課農政係の係長、今帰仁村経済課農政係で、役員としては構成をして、毎年活動をしております。

主な事業の内容としましては、耕作放棄地対策に係る事業の内容の説明と、それから事業による過程の指導等ですね。そういったものを4月から毎月やって、1年に1回そのメンバーで今年の取り組み等をやっているところでございます。事業量につきましては、その事業を活用しまして、実施したい農家の皆さんから来た場合に、事業量をまとめまして、県の耕作放棄地対策協議会へ申請をしまして、天地返しの場合は3分の2の補助、それからその後の施肥とか、苗代とかというものについては、10a当たり2万

5,000円の補助等のものを実績終わった後で、言うなれば耕作放棄地対策協議会のほうが県から受けて、農家の皆さんへ交付する仕組みで毎年やっています。

去年の耕作放棄地対策協議会での耕作放棄地解消事業としましては、5,233㎡がこの事業を活用しまして、やった事業という内容になっております。村長の答弁にもございましたとおり、今帰仁村の農地の借用とかの件につきましては、相対のほうが主ですので、貸し出す側と借り手が、農業委員会を通じて、うまくいけるといふときにその事業を活用していただいているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 この直接、この耕作放棄地の地主さんと、ある程度この交渉するのは農業委員会が主にやる窓口としては、そういう形でよろしいでしょうか。

再生困難だと見込まれる耕地の荒廃農地、重機等が必要になるとありますが、その辺これだけの大がかりのものでも、補助事業等の内容ですね。どういった形で補助もあるのかどうか。ちょっと確認いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

補助事業の概要としましては、先ほども説明いたしましたけれども、畑の天地返しにつきましては、かかった費用の3分の2の補助ですね。重機の使用料。

それから堆肥代、苗代につきましては、10a当たり2万5,000円ということになっております。1a当たりは2,500円ということになっております。事業の補助金の流れにつきましては、事業完了後に助成の支払いということになります。

農家の負担としましては、手持ち資金が少しないと、少し難しい方々もいらっしゃるのかなということ、少し感じております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 この耕作放棄地対策協議会の内容については、ある程度理解いたしましたが、根本的なものとして、やはり今、話を聞いていますと、農業委員会の取り組みというものが、ものすごく重要なのかなというのが、聞いていて感じられますが、その辺ですね。農業委員会としてどのような実際、この耕作放棄地に対して、解消に向けて活動されているのか。ちょっと確認をいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問について、説明いたします。

農業委員会の農業委員としましては、各地区の担当の地区がありますので、その中で担当地区の耕作放棄地等ありましたら、まずは新規就農したい方々、それから人・農地プランに位置づけられております地域の主なる形態、認定農家さんですね。規模拡大したい方々を含めて、情報を提供してこの事業の活用を図るかどうかを説明しているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 農業委員会が直接、各地区の耕作放棄地に対しては担当しているということですが、実際結構やはりわかっている、雇われているんですが、自立したいという農家はちょこちょこ

やはり意識を高く持っている若い子たちは結構いるんですが、その子たちがまだまだこれだけ耕作放棄地がある中で、自立できない現状というのがどうしても今まだあると思います。その辺、農業が基幹産業でありますので、もっともっと何か手だてがないかと思っはしておりますが、村として、ちょっとその辺どのようにお考えか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問について、説明いたします。

新規就農につきたいという方々につきましては、農政の新規就農支援の担当がございます。その中でも土地は確保されているのかとか、結構相談を受けて、耕作放棄地につきましては、貸す側の意向もあります。その辺の事情もあって、少し何といいますか。コミットというか、マッチングさせるための一応は仲介的なものも考えながら今業務を進めているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 確かに貸し手側がいるということで、大変難しい事業だと理解はしておりますが、やはりこの若手がせっかくやりたいと言っている中で、青年就農給付金事業といろいろとあるんですが、それを活用するにもそれなりの坪数が必要になりますよね。その辺で後押しできるようにまた村としても今後とも取り組んでいってもらえたらなと思います。

その中でこの施設の話になりますが、施設としても、村全体でハウスが77棟。1万6,900㎡ということで、坪に直すと5,112坪ほどあって、その中で北部振興事業等の補助金事業で活用しているものが17棟、6,174㎡、坪に直すと約1,900坪ほどになるんですが。その辺この北部振興事業補助金で建てたものに関しては、品目等の縛りがあると思うんですが、その辺のほうをちょっとお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

この6月1日から、6月4日までの調査につきましては、通常定期的に先の耕作放棄地のように、定期的に調査しているものではなくて、議員から資料提供がございました折に、全体把握してみようじゃないかということで載せました。

ただ経営構造改善事業であるとか、北部振興事業費補助事業につきましては、国への報告義務が5年間ございますので、その作目が目的通り達しているかどうか。現場を回りながら確認をしているんですが、その17棟のうち、どの作物がどれというのは、手持ちございませんので、大変申しわけございませんが、後ほどの資料の提供でお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 その放置されているハウスですか。5年間は報告義務があると思うんですが、それは5年以上も経過をして、問題はとりあえず放置されていても問題はないと認識してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 5年の報告義務がある中で放置したら問題はないんですかということにつきましては、問題がございます。というのは、この補助事業の目的としましては、5年後の経営状況が農家所得を含めて340万円を目標に掲げて事業導入をしておりますので、その辺出してこないことにつきまし

ては、非常に報告する側のほうから、報告する側というか、調査報告を出す農林省のほうから少し指摘は受けております。今回も6月1日から3日間、その事業報告を受ける場をやったんですが、4、5件の農家しか実際に実績を上げてこなくて、非常に困って再度また追加の報告書を提出を求められますので、そのときはまた1件、1件回ってやっている状況です。その辺が非常に難しいところがございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時09分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時09分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 まだ本当に5年も経っていないような新しいハウスが放置されているというのは、非常に問題であると思いますので、その辺の早期解決に向けて頑張ってもらえたらと思います。それをその17棟、全部の77棟も含めて、次の人が例えば借りたいという人がいた場合に、例えばこの17棟に関しては、多分ある程度、品目の縛りがありますよね。例えばマンゴーだったらマンゴーをつくらないといけないとかという形があると思うんですが、それ新しく入る人が借りたい人が、違う品目をつくりたいという場合、これは借りることは可能でしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 経営構造改善事業とか北部振興事業で入れた事業につきましては、このハウスの耐用年数ですね。ハウスの場合8年が経過ですので、だけでも8年も耐用年数が経過したと言われても、しばらくこの補助の残存価格は残りますので、できる限りその目的に沿った活動をしていただきたいというふうにしか言えないところでございます。

その他の個人で入れたハウスとかにつきましては、先の耕作放棄地の中で、相対の中でお話しはできるかと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 大体、大まかに理解はできましたが、このハウスですね。施設の場合ですと、どうしても放置されて、ビニールから何から全部剥がれた状態で、鉄骨が全部露出していると思います。その際、結構な痛みは絶対出てくると思うんですが、その次こう新しい人が、それをもう一回、活用したいといった場合の施設に対する助成とかというのは、今現在あるのかどうか。お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

施設の維持補修に関する補助があるかどうかということでございますけれども、今現在の補助事業で入れた鉄骨、災害に強いとかハウスにつきましては、今はございません。ただ、軽量パイプでつくったものにつきましては、補強事業ということでもあります。そのあたりが今の補助のあり方としてある状況です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 そうですね。ちょっと強化ハウスに関してはないということで、なかなかまたこれも新規で始める人には、ちょっと手の出しづらい部分になってくると思うんですが、その辺もですね。

何かしら手だてがないか。またぜひ取り組んでもらえたらと思います。

実際、多分新しく農業やりたいという人たちは、若手が多いと思うんですが、なかなか手持ちで自分の持ち出しで最初からやるというのは、なかなか厳しい現状はどうしてもあると思いますので、その辺も勘案されてやっていってもらえたらと思います。

村長の答弁からもありましたが、農地中間管理機構というものが、今国が昨年から打ち出しております。沖縄の場合ですと、公益財団法人の沖縄県農業振興公社になると思うんですが、その辺との今、村との連携はどのような感じになっていますか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 中間管理機構に関するご質問でございますけれども、この辺の関係について、ご説明いたします。

確かに国のほうとしてもまだまだ農地貸し付け等が非常に少ないと。去った新聞報道、総合事務局からの資料によりますと、まだ11haしか貸し付けはできていないということでございまして、総合事務局のその担当のほうも含めて、市町村のほうにもう少し、取り組みできないかとか。村のほうでは3月の広報で出し手側についても、少しインセンティブを設けるような制度を設けてございますので、その辺を含めて今帰仁村だけではなくて、今帰仁村で今考えている件につきましては、本部町と今帰仁村のほうと一緒にすることができる。細かいお金を経済課のほうに事務費として来ているんですが、それでもちょっと雇用の面とか、専任の担当者の予算的に中途半端な形になっていますので、その辺を今農業振興公社のほうと、地域近いところで連携できる方向でできないかということで、今申し入れをしているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 その辺の連携がまだまだ実際、現場としては難しい部分があるとは思いますが、今は国の方針として、きのうちょうど新聞報道もありましたが、政府規制改革会議の答申として耕作放棄地の固定資産税増というものも盛り込んで、今後やっていきますと。農地中間管理機構へ貸し出した場合は、税負担も軽くするとか。そういう措置もとって。実際にこの例として出た場合に、やはり中間農地機構のこの運用状況というのは、思わしくないというのが明確ですので、その辺の下支えとして国も動こうとしております。

そういうのが新聞報道等でいろいろと出される中で、例えば今、今帰仁村の農家で高齢者で、次の担い手がいないと。どうにかしたいという人たちというのは、どうしてもこういうものに新聞等で知った場合に、出てくるかと思いますが、今帰仁村の農家のこの実態ですね。その辺は例えば高齢者ですが、もう担い手がいなくとか。そういうその辺の実態まで、村としてはつかめているのかどうか。ちょっとお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 農家の状況について、つかめているかということでございますけれども、去った畜産の和牛組合の総会におきましても、73戸あった農家が50戸に減っているということ。それからサトウキビの耕作者も減ってきているという大雑把に今のところはつかんでいるところです。今確かに高

齢化に伴って、次の担い手ということで、国も村も新規就農参入とか給付金とか、拡大してやっております。その辺を含めてもう少し力を入れて、新規就農につきましては、やはり土地の関係がありますので、先ほどから説明しているとおり、貸し方の関係とのものがうまくいけるように頑張っていきたいと思えます。

確かに耕作放棄地につきましては、農業の持つ多面的機能とかございますので、地域の風景とか、また頑張っている農地の隣に耕作放棄地がございますと病虫害の問題とかありますので、集落全体、地域全体として、その対策を考えていかなければいけないかと思っておりますので、今後また頑張っていきたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 耕作放棄地に関しては、いろいろと難しい部分があるかと思いますが、これから高齢化も迎える中で、今帰仁村は基幹産業が農業でありますので、ぜひその辺の担い手へのバトンパスとございますか。その辺スムーズにできるように、また村も農地中間管理機構等、いろいろとありますので、連携をしながらぜひ円滑にいい形をつくっていただけたらと思えます。

今いろいろUSJとか、いろいろと騒がれている中で、既に本部町とかものすごく買占めが始まっているというのも実際聞きますので、その辺の問題も含めて、やはり荒れているところはすぐ目につくので、その辺も含めて村としてもしっかり取り組んでいってもらえたらと思えます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。子ども子育て支援制度の幼稚園での午後の預かりについてとありますが、まずこれ子ども子育て支援制度がスタートしまして、約2カ月ほど経ちますが、その新制度の中でちょっとまず聞きたいことがありまして、平成30年までに認定子ども園というものを今帰仁村として立ち上げてやっていくという方向で今進んでおりますが、これはちょっと確認なんです、認定子ども園には0歳児から2歳児の受け入れ義務というのがないですよ、実際。ないとされていると思えますが、その辺ですね。実際、認定子ども園が始まった際、その辺の0歳児、2歳児の受け皿として、どのようになっているのか。村としての考えをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいま2番上原議員の質問にお答えいたします。

認定子ども園が0歳から2歳児までのお子さんを受け入れができないのではないかというような趣旨の質問だったと思えますけれども、本村認定子ども園を昨年の今帰仁村子ども・子育て事業計画の中で、5年間にわたる計画の中で、その整備を行う方向で、答申を受けて準備を進めておりますけれども、その認定子ども園につきましては、本村では幼稚園及び保育園が一体となった連携型を考えております。つまりは、保育園に関しましては、0歳児から5歳児までのお子さんを預かるという計画のもとですので、私どもとしましては0歳児から2歳児に関しても当然受け入れるというところで考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 そういう考えであるのであれば、義務はないという形でいろいろ調べたらありましたので、ひとつ心配でちょっと質問をいたしました。

また、この子ども・子育て支援制度が始まりまして、認定制度となっておりますが、例えば保育園に通っていた母親が、急遽失業したとなった場合に、新制度では90日後には、この認定資格がなくなるとあるわけです。そうなった場合、制度上でいえば保育園に預けられなくなる。そういう資格がなくなるという形になりますが、90日以内で再就職というのはなかなか難しい部分もあつたりとかする現状なんですね。村としては、どのように考えているか、ちょっとお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの2番議員の質問にお答えいたします。

これまで保育園に入所していた親御さんが失業した場合、就業していない状況になる場合に90日間超えると、その入所できないような形になるのではないかとこのところではありますが、これは実際に、0歳児から2歳児までにつきましては、両保護者の就業が認められない場合には、その2号認定、3号認定の資格がなくなります。よって、保育所に入所することはできません。90日の定義になりますけれども、実は今年度より、就業するための例えば職業訓練所に行くなり、そういった就職活動を行っている場合につきましては、3カ月間認められるということなので、その90日を合わせて、その間に就業の取り組みをしていただくための90日であります。それ以上、超えた場合には、必然的に2号、3号のお子さんについては、資格がなくなるために退所ということになります。3歳以上に関しましては、幼稚園に入所することができます。

認定子ども園では、親の就業状況に関係なく、3歳以上に関しましては、幼稚園としての入所児童として、取り扱われることとなりますので、そのままその園、認定子ども園に入所する、継続して入所することが可能ということとなります。

先ほどお話がありました90日を超えた分につきましては、制度上そのまま入所を継続することは、非常に難しいということで認識をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 はい、わかりました。

実際そういう人が出た場合、考えられなくもないので、この辺もうちょっと容認していただけることはできないのかなと思いますが、ここでは何も言えない問題ですので、ぜひいろいろと村として取り組みを考えていただけたらと思います。

幼稚園の午後からの預かりに関してですが、きのうも同僚議員からもいろいろ再度、質問等ある中で、最初の立ち上げの段階で、保護者からの声として、どうしても学童に預けられなくなるというのが、すごく声として多かったですと認識しております。「なぜ学童に預けたいか」という理由の中で、やはり教育、ちょっとした勉強であつたり、そういったものも学童によっては、自助努力で行っていると。できればそういうところに預けたいというのが、保護者の本音といたしますか。声としてある中で、そういう中で船出をしたわけですが、実際午後の預かりとして、もちろんそういう義務はないので、預かり保育ですので、村としてはそういう形でとっておりますが、どうしてもその突然、今まで学童に預けていた子どもたちが、できていたことができなくなる。そのしかも、認定子ども園ができるまでの3年間の間なんですが、の措置ではあるんですが、その3年間で今までの子どもたちとの差を生むというのは、決してあってはならない

ことだと認識をしております。その辺、村教育委員会として、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 昨年までは預かり保育を実施しておりませんので、ほぼ学童保育に預けておられた保護者はたくさんおります。現在、幼稚園のほうで午後の預かりを行っておりますので、実際問題として以前、学童保育でやっていたことができなくなるという部分がございます。

ある学童からの申し入れで、この午後の時間を子どもを迎えに来て、教室で行っていると。そしてまたその教室が終わったら、また午後の預かりを持つということも申し入れがありましたので、そういう方向で、保護者がそれを利活用するのであれば認めているところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 実際それは行われているという形になるのでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 そういう申し入れがありまして、それが可能ですかということで、幼稚園のほうとしても外出許可書ということで、この学童には提出をして、保護者に提出をしていただいて、できる方向で考えられますよという返答はしていますが、まだ現在は始まっておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 そういう連携も何かしらとれる部分があるのでありましたら、子どもたちのことがまず第一でありますので、その辺も検討いただけたらと思います。

これは本部町の話なんですが、本部町ではふれあい交流館という形で、本部町が一括交付金を活用して、児童の受け入れをしている施設があります。そこで行われていることが、三線とか民謡、舞踊、空手、昔遊び、自然教室とか読み聞かせとか習字とか、そういったものを実際ボランティアの方が来て、行っている状況であるとの話で聞き取りしにきました。その方たちに聞きますと大体毎日、4、50名の子どもたちが通っていて、実際これは強制ではないので、やる子とやらない子は実際にいるんですが、それを教室で分けて、やりたい子はやる。やらない子はやらないという形で今、すみ分けていますとありました。きのうの教育長の話でもありましたが、無理やりさせて嫌いになるというのは、やはり子どもの目線で考えた場合に、行ってはならないことではありますので、それは重々承知しておりますが、実際こういうことを取り組むことで、好きな子は絶対にいると思うんですよ。そういう場合、例えばですけれども、退職した教職員の方々とか、民謡とか三線の教室をしている先生方とか、昼間の空いている時間とか、実際子どもたちのためであれば、自分たちは何とか力になればという方は実際にいると思うんですけれども、その辺村として取り組んでいけるかどうかを含めて、また検討するかどうか決めて、ちょっと村の考えをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

特に、カリキュラムとして行うのであれば、午前中の幼稚園教育の中で取り入れたいと思っております。ただ子どもたちの発達年齢を含めまして、1日の朝の登園から下校といたしますか、退園まで、本当に11時間以上と、長い時間預かっておりますので、子どもたちの体力とか集中の度合い等を含めまして、複

合も配慮していきながら進めていくことは可能だと思います。その内容についても、いろいろと精査をして、全くできないということではなくて、いろいろと検討をしながら定例化ではないんですが、スポットで入れていくことは可能かと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 前向きな答弁をいただきまして、大変心強く思うんですが、実際にこの現役の小学校の先生方とか、いろいろと話をする中で、実際に小学校に入ってきた際に、読み書きできる子とできない子の差というのは、ものすごくあると。教育の学力の差ですね。それが進むにつれて、やはり最初から苦手意識を持ってしまって、できない子はすごく大きな差になってくることも、やはり現場からの声として聞かれますので、その辺せっかく午後のこの預かりというものがありますので、これを今まではやっていなかったものを、ある程度統一して、ほとんどの子どもたちが受けれる状況になっておりますので、その辺ですね。ぜひ村は日本一の教育立村というものも掲げておりますので、その辺もぜひ考えていただけたらと思います。

やはり、人材育成というのは、本当に大変大きなものでありますので、プラスこの教育というのは難しいなと、きのうも改めて思ったんですが、できる限りやはりそういう基礎的な部分できて、子どもたちがある程度、自信を持って取り組める教育環境、1年生をスタートできるというのは、すごく恵まれた状態だと思いますので、またそれが実際、取り組める状況であると思いますので、現場が今正直言いますと、かなり混乱されているような形ではあります、ぜひ村としても前向きに頑張っていただけたらと思います。

この前、自分たち所管事務調査で台湾に行きまして、この人材育成の大切さをまざまざと見たのが、台湾では40年前まで農業主体の、本当にそんなに裕福な国ではなかったと。その中で40年前、国が主導で人材育成を目的に、アメリカのシリコンバレーにIT・IC産業がこれから伸びると。それを見込んだ上で人材派遣をして、留学をさせて、その子たちが数年後帰ってきて、その子たちがまたさらに起業できるように国もバックアップして、今のIT・ICに強い台湾というのができております。世界的に見てもシリコンバレーで活躍されている台湾の方々って、世界で2位なんです。

今、台湾に行ってびっくりしたのが、本当に大都市です。びっくりしました。聞くところによると、大体5年前まではこっちは畑だったとか、10年前まではこっちはこうだったんだよという中で、そこにビルが乱立しているような、経済発展を遂げております。それが経済発展がすべてだとは思わないんですが、それでも人材育成の大切さというのは、やはりまざまざと見たかなと思います。実際、本当に中国のトップ100の輸出国というのを、ずっと見ていっても50以上が実は台湾企業なんです。それぐらいIC・ITで台湾は世界を席卷しているという実績を上げていますので、その分本当に人材育成は本当に大切だと思いますので、今帰仁村総合戦略とか、いろいろとこれから今練っています。その総合戦略を掲げた上で、そこに即した人材を育めるように、今就業意識向上事業とかも今、進めていますので、その辺もまた絡めて、キャリア広域教育等を進めてもらえたらなと思います。

時間はありませんが、次の質問に移らせていただきます。

3つ目のふるさと納税についてであります、今4月から沖縄では大宜味村が先だって、実際、はじめ

ておられます。2日前ほどに大宜味村の役場の方にちょっと電話して確認したところ、主にマンゴーを特典として出しているんですが、今まで去年の実績が100万円ほどだったのに対して、その最近確認したところ1,000万円にもう迫っているらしいです。それぐらい反響があると。それが今のところマンゴーだけという形が主という話ではあったんですが、それぐらい今反響はあるというのが今、実情らしいです。

今帰仁村もクレジット決済の申請も完了をして、具体的なスケジューリングもこうやって出ていますので、すごく心強いではあるんですが、9月からのスタートとなりますので、その辺マンゴーとかは厳しいかもしれませんが、ほかに農産物って、今帰仁村はいっぱいありますので、十分可能性はあるのかなと思っておりませんが、これですね、ある程度スタートするものは、みえてきてはいるんですが。この選定委員会とかもいろいろとあるわけですが、村のものとして送る以上、農産物とかは特になんですが、品質の差というのはどうしてもあります。その辺の選定基準とかをどのように今帰仁村としてお考えかなというのが、もしありましたら、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

大宜味村のお話が出ましたが、私も聞いて、向こうから資料を取り寄せて内容をいろいろと勉強しているような状況であります。ただいまのご質問の中で、特産品というのか、贈答品を選定する場合に、この基準というのがありますかということではありますが、これにつきましては、つくる必要はあると思いますが、今行政として基準というのは持ち合わせておりません。ただその中で、選定委員の担当に早目にこれを上げてくるようにということをお願いしております。

そして質問にはないんですが、早目早目に、今7月に特産品の選定委員を立ち上げということではありますが、早目に7月でも早い時期に選定をして、この件については、遅くとも9月の初めごろには、しっかりと対応できるようにしていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 ただいまの答弁で心強く思います。

その準備の段階でなんですが、特産品をある程度ピックアップした際に、写真とかも撮っていきますよね。それをインターネットとかでのホームページに載せるという作業がありますが、その際にぜひ観光協会とかもこれが絡んでくると思うので、観光協会とともに、子どもたちの今就業意識向上対策委員というものを行っている中で、今帰仁プロデューサー育成事業というのがありますよね。小中高生のフィールドワークとして地域散策アクティビティとかいろいろとうたっているわけですが、常に観光協会とともに、実際事業所とか、農家さんとかにともに行って、インタビューだったり、生の声を聞くというのも就業体験になると思いますので、ぜひ教育委員会としても検討していただけたらと思います。

あとですね。このお金を寄附をつくる形はある程度見えてきました。その寄附をいただいて、その財源をやはりどう使うかというのが、ものすごく大事な部分ではあります。今帰仁村としてその財源をどう本当に生きた使い方というのをどのように考えておられるか。ちょっとお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

いろんな活用方法があると思います。その中でふるさと納税をした方の意思というのがあるわけです。「何々に使ってほしい」というものもあります。その中でほとんどは、特に村長が必要と認めるものに使ってほしいというのが、ほとんどであります。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 村長が必要というのが主だといいますが、実際にはどういうふうな形で使われておりますか。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今どのように使われているかということなんですけれども、6つの項目がございます。まずは産業の振興、観光ですね。2番目は自然、環境の保全。3番目は教育、文化、スポーツ。4番目は健康づくりですね。あとは5番目が村づくり。あとは6番目は先ほど村長が答弁しました村長が特に認める事業ですね。これまでの用途は、主に3番目の教育、文化ですね。それと村長が特に認める事業に使われています。そういう使われ方をしています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 寄附される側もですね。この使い方というのは、やはり気にされていると思います。やはり村がしっかり生きたお金の使い方をできるように、また考えていただけたらと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時43分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時32分)

日程第2.「発委第2号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「発委第2号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「発委第2号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3.「議案第38号 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例につ

いて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第39号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第40号 平成27年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題とします。

これから歳入の質疑を行います。歳入については一括です。質疑ありませんか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 歳入7ページお願いします。16款県支出金2項県補助金、2目民生費県補助金の2節母子父子福祉費補助金、それと6節の児童福祉費補助金、7節の沖縄振興特別推進交付金の中の、保育緊急確保事業とか、妊娠・出産包括支援事業、待機児童解消支援交付金事業とか、次の事業所内保育総合推進事業、待機児童対策特別事業云々ありますけれども、説明を求めます。

それと11ページの21款諸収入の雑入、4目、2節雑入コミュニティ助成事業の250万円の説明を求めます。以上。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいま1番與儀議員の質疑について、お答えいたします。

私からの答弁につきましては、7ページ、民生費県補助金、2項の母子父子福祉費補助金についてでございます。保育緊急確保事業につきましては、これは赤ちゃん訪問やリスクの高いお子さんをお持ちの家庭を訪問するというので、助産師の方への委託事業となります。また、妊娠・出産包括支援事業でございますが、今年度からの新規事業でございます。国・県の補助を受けての事業になりますけれども、今リスクを抱える妊産婦がふえている現状でございます。例えば、年齢が18歳以下であったり、逆にまた35歳以上の妊婦さんがふえたりというところで、胎児が元気に産まれてくるようにということでの支援をするサポート体制を保健センターを拠点として、専門の保健師を置いて相談、支援に関わるという事業を展開してまいります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 1番與儀議員の質疑にお答えいたします。

7ページ、16款2項2目6節の児童福祉費補助金250万円になります。これにつきましては、県のほうが平成25年一般財源より30億円の経費を待機児童解消支援基金として設けまして、待機児童の解消に向けた市町村を財源、財政面から支援していこうという事業であります。これにつきましては、本村、待機児童解消に向けて、必要な嘱託職員保育士のほうを配置しておりまして、その費用、報酬及び社会保険料等に充てております。なお、この金額に関しましては、平成29年度の保育見込み料に応じて金額の上限が決まっております。今帰仁村は250万円が上限で、10分の10の補助率という形になっております。

続きまして、7節沖縄振興特別推進交付金になります。これにつきましては、ご承知のように県の一括交付金事業という形になっております。沖縄県では平成29年度までに待機児童の解消、強力で推進していくという施策をとっておりまして、これにつきましても、待機児童に取り組む市町村、民間事業所に関しまして支援するというものの事業です。事業所内保育総合推進事業につきましては、去った5月20日に県の交付要綱も示されまして、同日、今帰仁村につきましてもその交付要綱につきまして、実施要綱に合わせて施行しております。それに基づき3,166万6,000円の事業費を歳入に見込んでおります。この補助率に関しましては、新築に関しましては、補助基準額が5,000万円、改修につきましては2,700万円、現在、社会福祉法人乙羽園のほうで、その事業を進めるために申請、事業計画を策定し、本村及び県と調整しております。補助率に関しましては、3分の2の補助になりますけれども、3分の2のうちの95%が県補助、そのうちの5%につきましては、村の補助、残りの超える分につきましては、事業所負担という形になっております。

続きましては、待機児童対策特別事業に関しましては、認可外保育園の質の向上を目指す事業であります。これにつきましては、県の行う研修につきましては、その研修に参加することが条件でありますけれども、支援の内容につきましては、保育材料費等の整備という形になっております。これは修繕費等も含むことになっております。補助率に関しましては、13万円の基準に95%の県の補助、また5%は村補助と

いう形で1施設、北山保育園に補助金としてお支払いをしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

11ページの21款4項4目の2節雑入であります。その中のコミュニティ助成事業250万円ですね。今回は仲宗根地区への助成となっております。コミュニティ助成事業ですね。事業内容としましては、防犯灯、外灯の設置と、一部草刈り機とか、そういうものをこの事業で助成をして整備をしていくということでございます。ちなみにこの仲宗根地区で、19カ字の一巡すると。最後ですね。ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいまの課長の説明で大体わかりました。

保育緊急確保事業というのは、リスクの高い子どもたちのために、サポートをするということでありませうけれども、ぜひやってもらいたいなと思っています。

それと次の出産の手助けですね。本当に子どもが元気に産まれてきたら、保護者も助かるんですよ。ワッターも障がい者持っている兄弟がいますので、妻のほうで。

ぜひ、お家の方も大変なんですよ。これのために行政が本当にサポートをしてくれたらというのがあって、いろいろな障害を持った方々、お家を見ても大変な負担でやっている状況でありますので、ぜひ元気に産まれるように出産の手助けも本当にこの事業が永遠にあってほしいなということですね。少子化云々の対策についても、本当にもう少し手厚い金額があればなという感じですね。本当にこれは国が全面的にサポートをしながら、少子化対策、出産についてはやるべきだなと思っていますので、力を入れてやってもらいたいと思っています。村はこれからどういった方法でサポートをしていくか、再度また答弁を求めたいと思います。

次、6節の児童福祉費補助金ですね。県では30億円の予算を組んでやっている。待機児童ですね。待機解消について、県は平成29年度までの目標で進めてという形でありますけれども、本村はその県と同様に平成29年度まで待機児童が解消される予定なのか。お伺します。

次、7節の事業所内保育総合推進事業というのは、いろいろな事業所があると思います。事業所内で保育をやる事業所側は今帰仁村で手を挙げているのがいるのかなと思っています。特に医師会病院なんかは、駐車場の中に保育所があります。という形で、村内でも事業所が雇用している方の子供を保育する事業所があるのか、お伺いします。

それと次、11ページの先の総務課長の答弁では、コミュニティ助成事業が仲宗根で最終ということでありませうけれども、外灯云々防犯とかありました。前にまた議員が防犯カメラとかありましたが、今後こういうことにも向けていくのかですね。地域コミュニティの助成事業にあるのかどうか、今後ですね。答弁を求めたいと思います。一巡したら、これで終わりなのか。また二巡目に事業が出てくるのか。答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまのご質疑にお答えいたします。

少し前までは、その一定の年齢を超えた人の初産は危険が伴うとして高齢出産というふうな呼び方をしておりました。今は高齢出産だけではなくて、妊婦、それから胎児の状況によって、重大な起こり得る障害が予知される。予想される場合に、ハイリスク妊娠というふうに呼ばれるということでございます。

これにつきましては、近年の社会状況の関連から若くして妊娠、それから十分な食事の環境が、バランスが悪い中でのその胎児を持つということで、十分なその発育が施されない妊婦さんも多くなるということで、医師としては健康な妊婦、胎児でも妊娠中、それから分娩時の死亡や病気のリスクはゼロではない上に、このようなハイリスクの妊娠と診断される妊婦さんがふえているということを大変危惧しております。その中で、私たち福祉保健課としては、国・県の補助を受けて、この妊娠、出産包括支援事業を今年度から実施していくわけですが、先ほども申し上げましたように、保健センターが拠点となります。そこに来た場合に、各機関との連携をとりながら、あっちこっちにいてくださいとかということではなくて、この保健センターに来たら、ワンストップでさまざまな相談や、それから支援はどういうことがあるのかということを取りながら、相談、そして支援につなげていくということをするんですけれども、その中では栄養のバランス、食事の指導であったり、今は妊婦健診が月に1回から4回ほど、合計15回ほどいけるといいなということでの厚生労働省のお勧めがあるわけですが、なかなか健診にも行かない妊婦さんがふえている中で、できるだけ身近で通いやすい環境を整えて、不安やその心配事についての相談をしながら、寄り添ってこの妊婦期を乗り越えていくというような形でいきますが、その医師からハイリスクの妊婦であるという診断を受けた場合には、出産、体重が低い子どもさんが産まれないようにするとか、きちんと10月10日（とつきとおか）大丈夫だと。生まれても大丈夫だと言えるときまでのサポート等をしていくわけですが、先ほど言いましたように、その体重の増減とか環境とか、食事のアドバイスとかも含めて、保健師が在住で支援をしていくという形になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいま1番與儀議員のご質疑に、お答えいたします。

平成29年度までに待機児童が解消される見込みがあるのか、本村においてですね。そういうご質問ということでもありますけれども、実は県においても、全市町村で待機児童を2018年4月、平成30年4月ですか。までには保育を希望する、保育を必要とする児童に関しましては、すべて受け入れるということ、待機児童ゼロを目指しております。そのゼロをできるだけ早い時期に解消したいということで、先ほどお話をしました待機児童解消支援交付金とか、事業所内保育事業について、新しく県は事業を打ち出しているというところでもあります。

そういうことで、平成29年度には全市町村で待機児童ゼロを目指すということで、実は昨年各市町村において、子ども・子育て計画を平成27年から向こう5カ年間の目標も含めて計画をされています。その中でも本村においては、施設の老朽化など、さまざまな解決しなければいけない課題もありますけれども、そのようなことも踏まえて幼児教育、保育施設の整備については、その計画に盛り込んでおまして、平成29年度末までには、すべての待機児童が弾力化制度を活用せず、入所できるような態勢をとっていくというところでもあります。

また、事業所内保育につきましては、それを実施する事業所があるかというところでありましたけれど

も、先ほどもお話をいたしました。社会福祉法人乙羽園のほうで、就業環境も整え、また待機児童も解消させるという目的を持って、平成28年4月の開所に向けて動き出しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

防犯カメラがこの事業で該当するかというご質疑でございますけれども、地区からの要望があれば、十分この事業でも可能だと思います。

もう1点目のこの今年度で仲宗根地区をやりますと、一巡すると。実は平成5年の湧川から始まって、今回平成27年度で一巡するわけですが、その中で5回は該当者がなくて、その事業をしていないときもあるんですよ。そういうこともありますけれども、今後、二巡目に向けては区長会なりに投げて、この話を持っていただいて、また次の年度については相談をしていきたいと。こう思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 出産包括支援事業ですね。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

前に出産のために、北部全体で北部病院に産婦人科がなくなったときに大会をやりました。あれ以後、あのときに、いろいろと調べて難産で一人は亡くなった経緯があるんですよ、中部病院まで行く途中にですね。そういうこともサポートできたらと思っています。産みやすい環境づくりを、北部全体でサポートする体制づくりを今後やっていながら、少子化対策に向けて、各自治体がともに連携をしながら、取り組むべき事業だと思っていますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。

次の総務課長の答弁も、これ別名は宝くじ助成金という形なんですね。我々とりました、これをですね。250万円これは限定なんですよ、金額は250万円です。これ以上使うときは、字の予算からプラスをして、多くは野外ステージをつくった各字があります。今は野外ステージも別の事業でとれて、また今使い方がいいようにできておりますので、ぜひですね。今後二巡目に向けては各地区と相談をしながら、5番議員が言った防犯カメラ等も必要なところは置くべきだと思っています。これは各字で検討をしながら進める事業だと思っていますので、ぜひ二巡目も…。これ最初は順番制ではありませんでした。手を挙げてトイ勝負だった。ということもありますので、ぜひ各字もれのないようにできたらと思っていますので、ぜひ今後、いろいろと野外ステージは大体整備されましたので、別のまたメニューが出てくると思いますので、ぜひいいように、この事業が展開するように望んで、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳入の6ページ、15款2項2目民生費国庫補助金の4節臨時福祉給付金給付事業、それから5節子育て世帯臨時特別給付金給付事業、それから6節の母子父子福祉費補助金、これについての詳しい説明を求めます。

それから7ページ、これは県補助金となっておりますけれども、7節の事業所内保育総合推進事業、これは県の一括交付金の活用であるかどうか。お聞きします。

この2つを質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 仲村美奈子さん** ただいま6番吉田議員の質疑について、お答えいたします。

民生費の国庫補助金でございますが、臨時福祉給付金、それから子育て世帯臨時特別給付金です。昨年実施された給付金事業でございますが、若干内容がかわって、今年まで実施するということになっております。これは消費税が平成26年4月から8%に値上げされて、平成29年4月には10%になりますが、この引き上げ分がすべて子育て医療、介護、年金を充実させるための社会保障へ使うということでの給付金になります。

臨時福祉給付金は所得の低い方、それから子育て世帯臨時特別給付金は子育て世帯への給付ということになります。臨時福祉給付金は4,500世帯、今対象とされるであろうとされております。そして子育て世帯の臨時給付金につきましては、現在6月の段階で児童手当の給付を受けている世帯になりますので、1,500件の予定をしております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **幼保連携推進室長 宮里 晃君** 6番吉田議員の質疑にお答えいたします。

7ページ、16款2項2目7節の沖縄振興特別推進交付金につきましては、お話のありました県の一括交付金事業であります。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** この6ページの昨年も行われた事業でありますけれども、昨年の交付金額と異なりますか。それと今回の金額ですね。その説明を求めたいと思います。

○ **議長 東恩納寛政君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時02分)

○ **議長 東恩納寛政君** 再開いたします。 (再開時刻 午後2時03分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 仲村美奈子さん** ただいまのご質疑について、お答えいたします。

昨年につきましては、臨時福祉給付金について、1人当たり1万円ございました。年金を受給される方につきましては、5,000円の加算額がございました。

子育て世帯臨時特別給付金でございますけれども、これは児童1人当たり1万円ということで、今回は3,000円というふうになっております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** それでは7ページのこの事業所内保育総合推進事業、このほうの運営費ですね。社会福祉法人が新しい保育所を立ち上げるわけですが、運営費の状況の詳しい説明を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **幼保連携推進室長 宮里 晃君** 6番議員の質疑にお答えいたします。

事業所内保育総合推進事業を活用して行う事業所内保育所につきましては、認可保育園が条件でありませぬ。認可保育園につきましては、今年度平成27年度から施設型給付費という形で、公定価格。これは保育、教育に関する費用の額を換算した額になりますが、その額から個人負担分、保護者の負担分ですね。差し引いた額が施設型給付費として、施設のほうへお支払い、村を通してお支払いという形になります。施設型給付費に関しましては、その負担につきましては、その2分の1が国、4分の1が県、そして残り

4分の1は村という形になります。実質上乘せ徴収ですね。給食費等がありますけれども、その件につきましては、またこの公定価格とは別に徴収という形になります。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの6番吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 事業所内保育総合推進事業ですけれども、これについては5月20日に県の要綱ができた。村要綱も直ちにつくったということですよ。とても頑張って、わかる範囲でいいですけども、県内でも1番か2番ぐらいこの既設の保育施設のある病院とかではなくて、早かったんでしょうかね。そこをわかればいいですから、答弁を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **幼保連携推進室長 宮里 晃君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

本村において、そういう事業所内保育の申し入れがありまして、その準備に追われておりまして、他の市町村の状況については、把握しておりません。大変申しわけございません。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑はありませんか。10番久田浩也議員。

○ **10番 久田浩也君** 歳入について、質疑を行います。

歳入6ページ、先ほど来、同僚議員からも質疑が出ておりますので、概要については省略してもかまいませんが、一連のこの給付金事業に対して、申請方法、あるいは申請期日とか、給付の方法であるとか、この周知ですね。どういった媒体でもって村民にこう周知をしていくのか。その点をお聞きをしたいと思っております。

それと7ページの、これも同僚議員からありましたけれども、内容はよろしいですけども、先ほどの課長の答弁で、県は2018年4月1日までは待機児童、すべての市町村においてゼロを目指すということの答弁がございました。ちょっと聞き漏らしかもしれませんけれども、やはり本村においても県に準じて2018年までに待機児童ゼロを目指すのか。ちょっと聞き漏らしたかもしれません、それよりも前倒しで、本村の明確な目標、その辺を私はとるべきだと思っておりますが、県に準ずる施策をとるよりも、やはりしかるべく前倒しで、県よりも早くこの待機児童ゼロに持っていくという明確な答弁をいただけたらと思っております。

それと9ページ、一般寄附金、今婦仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金41万円計上されておりますけれども、それについての詳しい概要の答弁を求めたいと思っております。

○ **議長 東恩納寛政君** 仲村美奈子福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 仲村美奈子さん** ただいまの10番久田議員の質疑について、お答えいたします。

この給付金のお知らせにつきましては、皆さんのお手元にも届いているかと思っておりますが、A3サイズの両面刷りで広報とともに、区長の皆さんに配布、各家庭への配布をお願いしております。今後、臨時福祉給付金につきましては、受け付けを4月からの予定にしております、子育て世帯臨時給付金についても、同じように進めていきますけれども、今後7月から臨時職員の皆さんのお力も借りながら、公民館を回ったりとか、対象と思われる世帯への申請書の送付でありますとか、随時、受け付けが始まってからも、各世帯への連絡をまめに入れながら、できるだけ多くの対象者の皆さんに給付を勧めていきたいと考

えております。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

平成29年度末までに、また村として、前倒しで待機児童の解消を図る計画はないのかという趣旨のご質疑だと思いますけれども、実は平成29年度は全県挙げての目標達成ということでゼロを掲げております。その前倒しできるように県のほうはさまざまな事業を組んでおりますけれども、本村に関しましては、実は保育所の定員が280名になっております。昨年26年度は定員の弾力化制度によりまして312名を受け入れています。今年4月に関しましては、保育士の臨時的な保育所も確保しまして320名までふやしております。現在4月時点は待機児童はいなかったんですけども、現時点は3名のまだ待機児童が発生している状況にあります。

申し上げたいのは、280名の定員を可能な限りふやした中での今、受け入れ状況であります。それをさらにふやしていくには、施設に余裕がないということと、さらにまた保育士の確保についても、今非常に難しい状況になっております。そのために昨年の計画の中で小規模保育の事業所の誘致、事業所内保育、そういう民間の施設の参入を導きながら、待機児童につきましては、平成29年3月までにはというところで考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えします。

9ページの一般寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金ですね。これはいわゆるふるさと納税の寄附金でございまして、今回これまで5月21日まで受け入れた個人4名、法人1名、計5名の寄附金でございまして、41万円を計上している状況でございまして。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の説明で理解はできました。

それで給付事業となると、今マスコミ、報道等でいつも目にするのは、年金機構の漏えいの問題、個人情報漏えいの問題ですね。125万件ともいえる漏えいが7割ほど、沖縄の方々の年金情報が漏れているという状況を鑑みまして、やはりしっかりとこれは振り込み詐欺であるとか。あるいは個人情報の漏えいは、大変危惧される案件でございまして。このセキュリティの在り方を今本村で、どう持ち合わせているのか。それをお伺いしたいと思います。

待機児童については、十分理解をしております。ぜひこれは就労支援とか、保育所でしっかりと整えていただいて、待機児童ゼロ、1日も早くゼロを目指すように、鋭意努力をしていただきたいと思っております。

それとめぐりまして、9ページのうるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、これふるさと納税の件で理解もしているところでございますけれども、先ほど一般質問でも同僚議員からありまして、この寄附者に対して、例えば寄附者にそのことを、6つの事業ということで村長、答弁ありましたけれども、その6本の柱に事業に宛てがった寄附者に対して、これは報告するものというふうに私は理解をしております。その点ですね。報告しているのか、先ほどの答弁が非常に曖昧で、村長裁量のもとでどれだけ使ったかというのも、全くもって支離滅裂な答弁でありますし、それにはちゃんと条例が制定されていると思いま

す。この条例に沿ってしっかりやられているのか。

それと第10条において、毎年度の終了後6カ月以内にこの条例の運用状況について、公表しなければならないということを、これ明確にうたっていますよね。これ平成20年度からこれ条例制定されて、事業の執行もあると思います。平成20年度からですよ。私一度も、私一人だけかと思えますけれども、一度もこの事業執行を目にしたことがないわけです。議長、ちょっと休憩を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時17分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 5条のうちの3ですね。村長は、前項の指定を行った場合は、ただちに寄附者にそのことを報告せねばならない。

顧みまして議会会議録をめくってみますと、これ平成26年の定例会の同僚議員から一般質問がありまして、その方の意思を尊重されていると思い、そういった場合には、どのようなものに使いましたかということで、通知などされているのかということをお聞きしているわけです。その中で、答弁では、寄附した方々にこういうことを使いましたという通知は出されておられません。ということで、これ議事録に載っています。しからばこの条例にまざまざとこれ抵触するわけです。いいですか。

それと村長は、毎年度の終了後、6カ月以内にこの条例の運用状況について、公表せねばならない。公表ですよ。「公表」とはなんぞやということで、私は、あまり頭がよくないものですから、辞書を引っ張ったら、「世間に、表向きに発表すること」とあります。世間にですよ。めぐりまして、これは本部町の事例です。先ほど同僚議員が時間も差し迫って、少し舌足らずで大変残念がっておりましたけれども、やはり寄附する方に対して、寄附した方については、その思いをやはり見える形で託すと思うんですよ。数字なり、本部町のホームページをクリックしていきますと、写真を入りでしっかりと載せているんですね。どこにこの数字、今帰仁村はあるんですか。明らかに条例に抵触しているんじゃないですか、これ。

どのような媒体で、いわゆる公表してきたのか。寄附者に対して報告するものとする、きれいにうたっておりますけれども、報告がされていないということを定例会の議事録にも残っているわけですよ。まずその2点ですね、明確な答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 10番議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、個人情報の漏えいについて、大変危惧されたご質疑でございましたけれども、今回給付金の支給にあたりましては、行政システム、今現在使われている行政システムを基盤にして、住民の情報の所得情報の確認をする予定になっております。ですので、私どもとしては個人の情報が漏えいすることは防げるものと理解をしております。

それから臨時職員を5名ほど雇用する予定になっておりますが、この臨時職員もだれもがこの情報を見られるわけではなくて、職員もそばについてという中で、特定の職員に情報の確認をさせるという計画になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まずですね、いわゆるふるさと納税の条例の中の5条の3項ですね。その指定を行った場合は、ただちに寄附者にそのことを報告するという事なんですけれども、一応は申し込みの時点で、申し込み者本人からの指定の欄があるんですよ。これがまだ報告ということにかえていたんじゃないかと思っておりますけれども、この報告、直ちに報告はされてはいなくて、本人からの申請はあります。6つの事業のどれに使ってほしいというこの選択はされております。申請からですね。

それと運営状況の公表については、確かに寄附をした方入るときは、ご寄付の芳名といいますか、寄附者名は広報で公表をしております。寄附した方ですね。これはやっておりますけれども、どういうふうに使っているかは、そういう公の公表はされてなくて、監査委員のその決算。このときはやっております。ただ監査委員には、報告はしております。詳細はですね。ただ、公な公表という部分はやっておりません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時27分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

ただいま、総務課長から答弁がありました。村長としてはこの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金条例の5条と10条の公表をしなければならないと、報告と。それについては、報告していないことを認めたいと思っております。その責任については、非常に条例違反でありますので、責任を感じているし、おわびを申し上げたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時27分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時25分)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会にすることに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後3時25分)